

## 米国仮出願について

2012年10月19日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

米国仮出願とは、後に通常の特許出願をすることを前提とする仮の米国特許出願です(37 CFR 1.53(c)、MPEP § 201.04(b)参照)。

仮出願において、クレームは不要です(35 U.S.C. 111(b)(2)参照)が、仮出願から12ヶ月以内に通常出願(Nonprovisional Application)へ移行するか、あるいは通常出願への変更要求をする必要があります(37 CFR 1.53(c)(3)参照)。さもなければ、仮出願は放棄したものとみなされます(35 U.S.C. 111(b)(5)参照)。

仮出願の出願料(オフィシャルフィー)は\$250(37 CFR 1.16(d))と比較的低く設定されています。但し、仮出願としての権利を享受するためには、特許明細書としての記載要件(35 U.S.C. 112の第一パラグラフ)を充足している必要があります。

また、仮出願をした後に通常出願をした場合の特許権存続期間の起算点は、当該通常出願の出願日となる(35 U.S.C. 154(a)(2)参照)のに対し、仮出願をした後に通常の出願へ変更要求をした場合の特許権存続期間の起算点は、仮出願の出願日となります(37 CFR 1.53(c)(3)参照)。

仮出願に対して実体審査は行われません。また、仮出願は、後述するように発明日または出願日を確立するためにも利用されます。

### 【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK  
外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

#### 【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.